

## 相続手続関係業務 報酬額表

(平成 29 年 4 月 1 日改定)

業務内容	報酬額 (消費税別)	おもな実費 (別料金)
<b>1. 相続人調査</b> (戸籍の収集) 相続関係説明図作成 法定相続情報証明書  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                         財産の名義変更、裁判所への申立書作成などを行う場合、前提としてまずこの業務を行う必要があります。                     </div>	30,000 円 (相続人 5 名まで)	○戸籍謄本 (1 通 450 円) ○除籍・原戸籍謄本 (1 通 750 円) ○戸籍の附票・住民票 (1 通 300 円) ○郵便小為替手数料 (1 枚 100 円) ○郵便代
		※相続人が 5 名を超える場合は、超えた人数×5,000 円が加算されます。 ※兄弟姉妹が相続人の場合には、上記料金の 20,000 円が加算されます。 ※本来相続人となるべき人が亡くなっている場合 (代襲相続・数次相続)、その人数×10,000 円が上記料金に加算されます。 ※戸籍謄本等をすべて持込みされる場合、報酬は上記の半額となります。
<b>2. 遺産分割協議書作成</b>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                         財産の名義変更を行う場合、前提としてまずこの業務を行う必要があります。                     </div>	30,000 円 (財産 5 項目まで)	○印鑑証明書 (1 通 300 円) ○名寄帳写し (1 通 300 円) ○登記情報サービス (1 件 335 円) ○預金残高証明書ほか
		※相続財産が 5 項目を超える場合、超えた数×1,000 円が加算されます。 ※遺産分割協議自体の代理行為は、当事務所では承っておりません。
<b>3. 不動産の名義変更</b> (相続登記)	申請 1 件につき 40,000 円 (不動産 2 個まで)	○登録免許税 (相続：固定資産評価額の 0.4%) (遺贈：固定資産評価額の 2.0%) ○登記事項証明書 (1 件 480 円～)
	※不動産が 2 個を超える場合は、超えた数×2,000 円が加算されます。 ※管轄の異なる不動産の場合には、それぞれの申請ごとに計算します。 ※同一の相続人が同一の法務局に「所有権移転」と「持分移転」を同時に申請する場合には、申請件数は 1 件として扱います。 ※農地の相続は、農業委員会への届出が必要となります (10,000 円～)。 ※山林の相続は、市町村への届出が必要となります (10,000 円～)。 ※未登記建物の相続は、市町村への届出が必要となります (20,000 円～)。	
<b>4. 預貯金等の調査</b> 残高証明書の取得	1 窓口につき 10,000 円	○日当・交通費・郵便代等 ○残高証明書等の発行手数料
	※解約や承継手続と同時に行う場合は、実費のみの請求となります。	
<b>5. 預貯金の解約・承継</b> (手続代行のみ)	1 窓口につき 30,000 円	○日当・交通費・郵便代等 ○解約金の振込手数料
	※金融機関や口座の種類により、手続代行ができない場合があります。	
<b>6. 生命保険金の請求</b> (手続代行のみ)	1 契約につき 30,000 円	○死亡診断書、交通事故証明書等 ○日当・交通費・郵便代等
	※保険会社や契約の種類により、手続代行ができない場合があります。	
<b>7. 株式の解約・承継</b> (手続代行のみ)	1 口座につき 30,000 円	○日当・交通費・郵便代等
	※株式の承継人が証券会社の口座を保有していない場合は、事前に口座を開設する必要があります (代理人による口座開設はできません)	

業務内容	報酬額 (消費税別)	おもな実費 (別料金)
8. 自動車の名義変更	1台につき 50,000円	○移転登録印紙代 (1台500円～) ○印鑑証明書 (1通300円) ○車庫証明費用
	※被相続人と自動車を相続する相続人の住所が異なる場合には、別途車庫証明を取得する必要があります (+5,000円～)。	
9. 公正証書遺言の検索 正本・謄本交付請求	10,000円	○発行手数料 (1ページ250円) ○日当・交通費・郵便代等
	※検索の際には、別途遺言者と申請人の関係がわかる書類が必要です。	
10. 遺言書検認 申立書作成	遺言書1通につき 30,000円	○収入印紙 (1通800円) ○郵便切手 (1名160円) ○検認証明書 (1通150円)
	※検認手続の際には、別途「相続人調査 (別料金)」が必要となります。	
11. 遺言執行者 選任申立書作成	遺言書1通につき 30,000円	○収入印紙 (1通800円) ○郵便切手 (1通320円) ○候補者の戸籍謄本、登記事項証明書
	※遺言執行者をお引き受けする場合、別途報酬がかかります。	
12. 相続債務の調査	1債権者につき 20,000円	○日当・交通費・郵便代 ○信用情報取得手数料
	※利息制限法に基づく引直し計算業務を含みます。	
13. 相続の承認・放棄の 期間伸長申立書作成	申立人1名につき 20,000円	○収入印紙 (1名800円) ○郵便切手 (1名80円)
	※相続の開始があったことを知ったときから3ヶ月以内に行います。	
14. 相続放棄申述書作成	申立人1名につき 40,000円	○収入印紙 (1名800円) ○郵便切手 (1名160円) ○受理証明書 (1通150円)
	※相続の開始があったことを知ったときから3ヶ月以内に行います。 ※上記の期間経過後でも、事案により相続放棄が認められる場合がありますが、その場合は上申書の作成 (別途20,000円) が必要となります。	
15. 遺産分割調停 申立書作成	50,000円 (相続人5名まで)	○収入印紙 (1件1,200円) ○郵便切手 (1,800円 + 1名1,100円) ○登記事項証明書 (1件480円～) ○固定資産評価証明書 (1件300円) ○預貯金の残高証明書ほか
	※相続人が5名を超える場合は、超えた人数×5,000円が加算されます。 ※財産目録が5項目を超える場合、超えた数×1,000円が加算されます。	
16. 特別代理人 選任申立書作成	子1人につき 30,000円	○収入印紙 (1人800円) ○郵便切手 (1人420円) ○候補者の戸籍謄本、住民票等
	※遺産分割協議書の案 (別料金) を添付する必要があります。	
17. 不在者財産管理人 選任申立書作成	不在者1人につき 70,000円	○収入印紙 (1人800円) ○郵便切手 (1人2000円) ○候補者の戸籍謄本、住民票等
	※遺産分割協議のために不在者財産管理人を選任する場合は、別途権限外行為許可申立書の作成 (30,000円) が必要となります。	

業務内容	報酬額 (消費税別)	おもな実費 (別料金)
18. 休眠担保権抹消申請	申請1件につき 30,000円 (不動産2個まで)	○登録免許税 (不動産1個につき1,000円) ○登記事項証明書(1件480円～) ○その他供託・訴訟費用
	※不動産が2個を超える場合は、超えた数×2,000円が加算されます。 ※抵当権者に相続や合併が生じている場合や、抵当権者が解散した場合、事案により別途相続人調査や訴訟、供託等の報酬・費用が必要です。	
19. 相続人へのお手紙 文案作成	1通 10,000円～	○郵便切手 ○添付資料・郵便小為替代など
	※疎遠な相続人への相続手続や遺産分割の連絡、相続放棄の際の同順位・次順位相続人への連絡の際のお手紙の文案を作成します。 ※本業務は、遺産分割協議を代理するものではありません。	
20. 相続税の申告 (税理士業務)	当事務所のパートナー税理士が、事案ごとに個別にお見積りをさせていただきます。	
21. 渉外相続	被相続人や相続人が外国人や海外居住者の場合、海外に財産がある場合につきましては、個別にお見積りをさせていただきます。	
22. 相談料	相談のみの場合：初回60分無料 以降：10分毎に1,000円	
23. 日当 (交通費別)	依頼人の求めに応じて出張する場合(往復1時間を超える場合) →超過した時間30分毎に3,000円(ただし1日48,000円まで)	

## 遺産承継業務 報酬額表

(平成29年4月1日改定)

	報酬額 (消費税別)	おもな実費 (別料金)		
○遺産承継業務 (遺言がない場合)	基本報酬 相続人1名につき 50,000円	○戸籍謄本・除籍・原戸籍謄本 ○戸籍附票・住民票・印鑑証明書 ○郵便小為替手数料・郵便代 ○登記情報閲覧・登記事項証明書 ○登録免許税 (相続：固定資産評価額の0.4%) (遺贈：固定資産評価額の2.0%) ○預貯金残高証明書等 ○日当(別料金)・交通費等		
	手続報酬 手続先1件につき 50,000円			
	相続登記 申請1件につき 50,000円			
	(例) 相続人3名、手続先3件の場合：300,000円(一人あたり100,000円)			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相続人調査</li> <li>・相続関係説明図</li> <li>・相続財産調査</li> <li>・信用情報調査</li> <li>・公正証書遺言検索</li> <li>・遺産分割協議書</li> <li>・不動産の名義変更</li> <li>・農地の相続届出</li> <li>・山林の相続届出</li> <li>・預貯金の解約手続</li> <li>・生命保険金の請求</li> <li>・株式の名義変更</li> <li>・自動車の名義変更</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続人調査</li> <li>・相続関係説明図</li> <li>・相続財産調査</li> <li>・信用情報調査</li> <li>・公正証書遺言検索</li> <li>・遺産分割協議書</li> <li>・不動産の名義変更</li> <li>・農地の相続届出</li> <li>・山林の相続届出</li> <li>・預貯金の解約手続</li> <li>・生命保険金の請求</li> <li>・株式の名義変更</li> <li>・自動車の名義変更</li> </ul>	<p>※相続人調査や相続財産調査、各相続人への連絡、必要書類の準備、不動産や各種金融資産の名義変更や解約手続を一括して代行します。 ※本業務は、遺産分割協議自体を代理するものではありません。 ※相続放棄や特別代理人選任などの裁判書類作成業務は別料金となります。 ※不動産が2個を超える場合には、超えた数×2,000円が加算されます。 ※農地や山林、未登記建物の相続手続の報酬額は、上記3に準じます。 ※状況により、弁護士、税理士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、不動産仲介業者、遺品整理業者等への依頼が必要となる場合があります(別料金)。</p>	
業務内容				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続人調査</li> <li>・相続関係説明図</li> <li>・相続財産調査</li> <li>・信用情報調査</li> <li>・公正証書遺言検索</li> <li>・遺産分割協議書</li> <li>・不動産の名義変更</li> <li>・農地の相続届出</li> <li>・山林の相続届出</li> <li>・預貯金の解約手続</li> <li>・生命保険金の請求</li> <li>・株式の名義変更</li> <li>・自動車の名義変更</li> </ul>				

# 不動産の相続登記 報酬額一覽表

(平成 29 年 4 月 1 日改定)

業務内容	報酬額 (消費税別)			
	相続人が複数			相続人が 1名のみ
	遺言書なし	遺言書あり		
		公正証書遺言	それ以外	
相続人調査 (戸籍集め) 相続関係説明図の作成	30,000 円～	—	30,000 円～	30,000 円～
遺産分割協議書の作成	30,000 円～	—	—	—
遺言書検認申立書作成	—	—	30,000 円～	—
所有権移転登記の申請	40,000 円～	40,000 円～	40,000 円～	40,000 円～
小 計	100,000 円～	40,000 円～	100,000 円～	70,000 円～
セット値引き	-20,000 円※	—	-20,000 円※	-10,000 円※
合 計	80,000 円～	40,000 円～	80,000 円～	60,000 円～
※戸籍謄本をすべて依頼人自身が集める場合、さらに 10,000 円を値引きいたします。				
備 考		おもな実費 (別料金)		
※相続人が 5 名を超える場合は、超えた人数×5,000 円が加算されます。 ※兄弟姉妹が相続人の場合には、上記料金に 20,000 円が加算されます。 ※代襲相続や数次相続の場合は、その人数×10,000 円が加算されます。 ※相続財産が 5 個を超える場合、超えた数×1,000 円が加算されます。 ※不動産の相続人が複数の場合、その人数×40,000 円が加算されます。 ※不動産が 2 個を超える場合、超えた数×2,000 円が加算されます。 ※管轄の異なる不動産の場合には、それぞれの申請ごとに計算します。 ※農地の相続は、農業委員会への届出が必要となります (10,000 円～) ※山林の相続は、市町村への届出が必要となります (10,000 円～) ※未登記建物の相続は市町村への届出が必要となります (20,000 円～)		○戸籍謄本・除籍・原戸籍謄本 ○戸籍附票・住民票・印鑑証明書 ○郵便小為替手数料・郵便代 ○登記情報閲覧・登記事項証明書 ○登録免許税 (相続：固定資産評価額の 0.4%) (遺贈：固定資産評価額の 2.0%) ○日当・交通費等		

石川県金沢市小金町 8 番 1 6 号 万石ビル 3 階  
 金沢みらい共同事務所  
 代表司法書士・行政書士 森 欣史